

三重県工業研究所 産学官共同研究実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）が実施する産学官共同研究に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 共同研究：工業研究所が企業及び大学等高等教育機関と技術課題を分担して、共同で実施する研究
- 二 共同研究者：工業研究所と共同研究を実施する相手方
- 三 技術知識：知見、データ、ノウハウ、図面、計画等の工業研究所と共同研究者との間で共有した全ての技術的情報のうち、共同研究開始前の協議により開示されたもの及び共同研究により創出されたもの（ただし、開示を受けた時点で既に公知であったもの又は既に自己が保有していたことを証明できる情報を除く。）

(研究実施体制)

第3条 本事業は、工業研究所の研究員、大学等高等教育機関の研究者及び企業の研究者が産学官で構成される研究グループを結成し、迅速かつ効果的に研究開発を行うものとする。

(構成企業の要件)

第4条 前条の研究グループを構成する企業（以下「企業」という。）は、三重県内に研究開発を実施する事業所を有する企業とする。ただし、同一研究グループ内に複数の企業が存在する場合には、少なくとも1企業が三重県内に研究開発を実施する事業所を有していなければならないものとする。

(対象とする研究)

第5条 対象とする研究は、次の要件のいずれか1つを満たすものとする。

- 一 新規性のある技術に基づき、事業化する計画を有していること。
- 二 県内産業への波及効果の大きいものであること。
- 三 国等における提案公募型事業への応募を計画していること。

(募集)

第6条 工業研究所の所長（以下「所長」という。）は、共同研究を実施しようとするときは、公募要領を定め、共同研究者を公募するものとする。

- 2 公募要領において、別表第1に掲げる項目を定める。ただし、別表第1第四、第九及び第十三は、必要に応じて定める。
- 3 別表第1第八に掲げる審査基準は、別表第2に掲げる審査基準のうちから、必要に応じて定める。

(研究の対象経費)

第7条 本事業における研究の対象経費は、別表第3のとおりとする。

(申請書の提出)

第8条 本事業による研究を希望する企業は、あらかじめ大学等高等教育機関を含む研究グループを構成する他の者からの同意を得た上で、工業研究所が募集する期限内に、産学官共同研究申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。なお、同一研究グループに複数の企業が存在する場合は、代表申請者が産学官共同研究申請書を提出するものとする。

(審査)

第9条 所長は、申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査しなければならない。

- 2 工業研究所の課長及び室長(以下「課長等」という。)は、産学官共同研究申請書の内容に関する事前調査を実施し、産学官共同研究調書を作成するものとする。なお、複数の課及び室が連携して実施する場合は、所長が主たる課又は室を選定する。
- 3 研究グループの構成員は、前項の事前調査に協力しなければならない。
- 4 所長は、別途定める要領において産学官共同研究審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、共同研究者を選定するものとする。なお、課長等は、産学官共同研究申請書に産学官共同研究調書等を添付して、委員会の議案として提出しなければならない。

(実施通知)

第10条 所長は、委員会で選定された共同研究者との共同研究に対して、共同研究を行うことが工業研究所の事業推進に寄与するものであり、かつ、工業研究所の業務に支障が生ずるおそれがないと認められるときに限り、共同研究を受け入れることができるものとする。ただし、別表第4に掲げる一に該当する申請者からの共同研究については受け入れることができない。

- 2 所長は、共同研究を受け入れることの適否を決定したときは、代表申請者に対して産学官共同研究実施通知書(様式第2-1号)または産学官共同研究不採択通知書(様式第2-2号)により通知するものとする。

(研究契約書の締結)

第11条 第10条で共同研究を受け入れられた企業は、工業研究所及び大学等高等教育機関と産学官共同研究契約書(様式第3号)を標準として締結しなければならない。

(研究の経費負担)

第12条 企業は、産学官共同研究契約で定めるところにより、共同研究に要する費用を負担するものとする。

2 企業が負担する費用の額は、研究に要する直接経費（別表第3に定める経費のうち、共同研究の遂行に直接必要な経費で当該共同研究契約に定めるものをいう。）のみとする。

（研究期間が複数年度にわたる共同研究の取扱い）

第13条 委員会は、研究期間が複数年度にわたることが明らかな場合又は国若しくは県他部局等の事業で別に審査がある場合は、複数年度にわたる研究期間全体を通じて研究内容を審査し、共同研究者を選定することができる。ただし、第11条に定める産学官共同研究契約は、各年度において締結するものとする。

（研究の進捗）

第14条 工業研究所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たって、研究の進捗状況を定期的に協議する等、相互に連携を図りながら共同研究を実施するものとする。

（記録の保存）

第15条 共同研究者と共同研究を担当する工業研究所の職員は、共同研究開始前に共同研究者から開示された技術知識及び共同研究により創出された技術知識について文書で記録しなければならない。

（研究内容の変更）

第16条 共同研究者は、共同研究の内容を変更する場合は、産学官共同研究変更申請書（様式第4号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 所長は、産学官共同研究契約書の内容に変更が必要と認める場合は、速やかに産学官共同研究変更契約書（様式第5号）を標準として締結するものとする。

（研究の中止）

第17条 共同研究者は、やむを得ない事情により研究を中止しようとする場合は、産学官共同研究中止承認申請書（様式第6号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。なお、研究グループ内に複数の企業が存在する場合には、その

1 企業だけのやむを得ない事情であっても同申請書を所長に提出できるものとする。

2 所長は、本事業の研究を中止することがやむを得ないと認める場合は、研究契約書を締結している者と協議の上、中止することができる。

3 中止する場合の費用負担については、協議の上、決定することとする。

（秘密の保持）

第18条 所長及び共同研究者は、共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報又は相手方より知り得た技術上若しくは営業上の情報について、相手方の書面による事前の同意なしに、共同研究担当者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 相手方から知得した時点で既に公知となっている情報又は相手方から知得した後自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 三 相手方から知得した時点で既に保有していた情報
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報
- 五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられている情報
- 六 第6条に定める公募要領において公表するとした情報

(研究成果の公開、報告書及び情報公開)

第19条 所長は、共同研究の成果について、原則として公開するものとする。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公開を控えることができる。

2 所長及び共同研究者は、各年度末までに産学官共同研究報告書（様式第7号）をそれぞれ取りまとめ相互に報告するものとする。この場合において、所長及び共同研究者は、産学官共同研究報告書を公開することができる。

3 産学官共同研究報告書以外の公文書の公開は、前条の規定に定めるもののほか三重県情報公開条例（平成11年三重県条例42号）によるものとする。

(権利の帰属及び出願等)

第20条 工業研究所及び共同研究者は、共同研究の実施に伴い発明が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 工業研究所及び共同研究者は、共同研究に関連して単独で発明が生じた場合は、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができる。

3 工業研究所及び共同研究者は、共同して発明を行い出願しようとするときは、当該特許に係る工業研究所及び共同研究者の持分を協議して定めた上で、産学官共同出願契約書（様式第8号）により共同して出願（以下「共同出願」という。）を行うものとする。なお、工業研究所は、当該発明に係る特許を受ける権利を共同研究者から承継した場合は、単独で出願することができる。

(特許の実施及び費用負担)

第21条 工業研究所及び共同研究者は、前条第3項により共同出願をするときは、当該特許の実施について協議のうえ、出願を行うこととする。

2 企業は出願に係る費用及び特許料等（以下「出願等費用」という。）の全てを負担する。

3 共同研究者は、共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権（以下「共有特許権」という。）を実施するときは、工業研究所と別に定める実施契約書を締結するとともに、前条第3項で定める持分に応じて工業研究所に対し実施料を支払わなければならない。

4 工業研究所及び共同研究者は、実施料等について事前に協議のうえ、共有特許権

を共同研究者以外の者に実施させることができる。この場合の実施料は、前条第3項で定める持分に応じて、工業研究所及び共同研究者に配分するものとする。

(産業廃棄物に係る共同研究の取扱い)

第22条 産業廃棄物に関連する共同研究においては、他の条項に加えて、次の各号を適用するものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5号に規定される特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は、共同研究の対象としないものとする。
- 二 産業廃棄物を原料に含む研究所以外の者が開発した商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は、共同研究の対象としないものとする。
- 三 三重県又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は実施しないものとする。
- 四 共同研究者は、産学官共同研究申請書提出時に、研究対象とする産業廃棄物に関する成分、溶出試験結果及び製造方法を添付するものとする。
- 五 所長は、事前調査において必要がある場合は、他研究所又は他機関の専門家の意見を聴取するものとする。
- 六 工業研究所が研究対象とする産業廃棄物に関する成分等の提出を条件として採択した場合において、共同研究者は、環境計量証明事業登録機関による分析結果を提出しなければならない。
- 七 共同研究実施期間中において、研究対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、所長が共同研究者に求めた場合は、共同研究者は、これらに関する情報を提出しなければならない。この場合において、必要となる費用は共同研究者の負担とする。
- 八 工業研究所及び共同研究者は、共同研究実施期間中において生じた成果物又は生産物を商品として流通させないものとする。

(取得した設備等の帰属)

第23条 研究対象経費により取得した設備等は、取得した機関に帰属するものとする。

(適用の特例)

第24条 所長は、共同研究者が大学等高等教育機関又は公的試験研究機関等で共同研究者の共同研究に関する定めを優先する場合、国若しくは県他部局等の事業で要領等に定めがある場合又はその他特別の事情があると認められる場合は、この要領の規定にかかわらず、相手方の共同研究に関する定め全部又は一部を適用することができる。この場合において、所長は、産学官共同研究要領等適用除外説明書（様式第9号）を作成するものとする。

(準用)

第25条 第20条から第21条の規定は、実用新案権を受ける権利及び実用新案権、

意匠登録を受ける権利及び意匠権、育成者権を受ける権利及び育成者権について準用する。

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和2年9月10日から施行する。

この要領は令和3年3月8日から施行する

別表第1 (第6条関係)

一	研究計画の概要、又は事業の目的等
二	研究予定期間
三	応募資格
四	共同研究者に求める研究能力
五	共同研究に要する費用の負担
六	知的財産の出願及び実施に関する取扱
七	研究成果の公表に関する取扱
八	審査の方法、審査基準及び審査結果の公表
九	共同研究を担当する課・室名、住所及び連絡先
十	申請期間及び申請先
十一	応募方法及び共同研究申請書等
十二	法の遵守に関する事項
十三	その他必要な事項

別表第2 (第6条関係)

一	工業研究所の研究能力(人的・設備的能力等)との整合性
二	共同研究申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果
三	工業研究所として取り組む必要性、緊急性
四	共同研究者の研究開発能力
五	共同研究の対象とする材料等に関する法的規制及び安全性
六	共同研究者の県内における事業化計画

七	工業研究所の研究費用及び出願等費用に関する共同研究者の負担意思
八	その他必要な事項

別表第3（第7条関係）

一	消耗品費 当該研究に使用される薬品・消耗器材等の費用
二	光熱水費 当該研究に使用する電気料金、ガス料金、水道料金
三	委託料・手数料 当該研究に使用される設計、加工、分析等の外注経費
四	旅費 当該研究のため調査等に要する費用
五	使用料 当該研究に使用する外部機関の機器等を使用する際の費用
六	修繕費 当該研究に使用される工業研究所所有備品の修繕費
七	負担金 当該研究実施にあたり必要な参加費等の費用
八	備品購入費 当該研究に使用する備品等の購入費
九	印刷製本費 当該研究に使用する印刷費
十	通信運搬費 当該研究に使用する通信運搬費

別表第4（第10条関係）

一	法人等（法人、法人格を有していない団体及び個人。以下同じ。）又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者。法人格を有していない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者。個人にあっては、その者及びその者の支配人。以下同じ。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）のほか、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合
二	法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
三	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
四	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）

五	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
六	法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合